

開示を希望される方へ

診療記録等の開示手順について

開示請求が出来る範囲

当センターで診療を目的として作成された診療録（カルテ）、看護記録、処方内容、検査記録、検査結果報告書、エックス線フィルム等

開示申請をできる方

◇患者さんご本人を原則とさせていただきます◇

1. 患者さんご本人
2. 患者さんの法定代理人（親権者、後見人、保護義務者）
3. 患者さんのご遺族（配偶者、子及び父母）又はそれに準ずる者
4. 上記 1 ～ 3 より、委任を受けた任意代理人

※任意代理人が診療情報の提供を申し出る場合は委任状が必要です。

※委任状に記載された内容の確認のため、委任者本人に連絡する場合がございます。

開示申請をお受けできない場合

1. 患者さんご本人を含めて、開示対象者であるとの確認ができない場合や不明確な場合
2. 対象の診療情報の提供、診療情報の開示が、第三者の利益を害するおそれがある場合
3. その他開示を不適当とする事由があるとセンター長が認める場合

申請方法

- 1 階 2 番 文書窓口へ「カルテ等診療情報提供申出書」および必要書類をご提出ください。
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日を除く）午前 9 時～午後 5 時
- 来院が困難な場合は、郵送にてお受けいたします。事前に申請者よりお電話にてご連絡ください。
なお、ファクシミリ又は電子メールによる開示請求は受け付けておりません。

開示申請に必要なもの

該当する項目をご確認ください

1. 患者さんご本人	・開示申込書 ・患者本人の身分証明書
2. 法定代理人	・開示申込書 ・申請者の身分証明書 ・法定代理人であることを証明する書類
3. 患者さんのご遺族	・開示申込書 ・申請者の身分証明書 ・続柄を証明するものの原本（戸籍謄本等） ※証明書は発行してから3ヶ月以内のもの
4. 任意代理人	・開示申込書 ・申請者（受任者・任意代理人）の身分証明書 ・委任状（原本、かつ、記載から3ヶ月以内のもの） ・委任者（患者さんまたはご遺族等）の身分証明書 ・委任者が開示申請する資格を有することを証明する書類

※ 身分証明書とは、運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード（通知カードは不可）等、氏名・生年月日の記載があり、本人に対し一に限り発行される書類

開示結果通知

- 当センターが申出書を受理した日（必要書類が完備した日）から約 2 週間程度で結果のご連絡いたします。（請求の内容等により、決定期間が延長されることがあります。）
- ※ 申出書および必要書類に不備がある場合は、補正を依頼することがあります。補正に要した期間は、当該請求に対する決定期間には算入されません。
- ご連絡後、開示資料の引渡しを行いますので、1 階 2 番 文書窓口へお越しください。
申請された方の身分証明書を再度確認させていただきますので、ご持参お願いいたします。

診療記録開示に関するお問い合わせ

〒173-0015 東京都板橋区栄町 35 番 2 号
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター
TEL：（代表）03-3964-1141
医療サービス推進課医事管理係 カルテ開示担当
【受付時間】月曜日～金曜日（祝日を除く）午前 9 時～午後 5 時